

三重の事業所

平成 26 年経済センサス 基礎調査結果速報（概要版）

1 三重県の概要

(1) 事業所数及び従業者数

平成 26 年 7 月 1 日現在の三重県内の事業所数は、85,902 事業所で、このうち事業内容等が不祥の事業所を除いた事業所数は、81,918 事業所、従業者数は 889,617 人となっています。

民営事業所についてみると、事業所数は、82,983 事業所で、このうち事業内容等が不祥の事業所を除いた事業所数は、78,999 事業所、従業者数は 819,631 人となっています。

平成 24 年経済センサス-活動調査（ ）と比べると、事業所数は 0.8%、従業者数は 3.0%それぞれ増加しています。（表 1）

平成 24 年経済センサス-活動調査は、平成 24 年 2 月 1 日に実施。国及び地方公共団体の事業所を除いた民営事業所のみを調査している。

表 1 事業所数及び従業者数

	26 年	増減率 (%)		国、地方公共団体	24 年(民営)
		民営			
事業所数	85,902	82,983	0.8	2,919	82,365
従業者数	889,617	819,631	3.0	69,986	795,969

(2) 産業大分類別事業所数及び従業者数

事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業，小売業」が 20,686 事業所(全体の 25.3%)と最も多く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」の 9,567 事業所(同 11.7%)、「建設業」の 8,153 事業所(同 10.0%)となっています。

従業者数を産業大分類別にみると、「製造業」が 209,654 人(全体の 23.6%)と最も多く、次いで「卸売業，小売業」の 158,853 人(同 17.9%)、「医療，福祉」が 113,609 人(同 12.8%)となっています。(表 2)

表2 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
A～S 全産業	81,918	100.0	889,617	100.0
A 農業，林業	535	0.7	5,763	0.6
B 漁業	87	0.1	1,200	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	53	0.1	461	0.1
D 建設業	8,153	10.0	47,704	5.4
E 製造業	7,593	9.3	209,654	23.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	169	0.2	4,407	0.5
G 情報通信業	434	0.5	5,345	0.6
H 運輸業，郵便業	1,995	2.4	43,657	4.9
I 卸売業，小売業	20,686	25.3	158,853	17.9
J 金融業，保険業	1,378	1.7	19,798	2.2
K 不動産業，物品賃貸業	3,924	4.8	13,808	1.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	2,739	3.3	17,417	2.0
M 宿泊業，飲食サービス業	9,567	11.7	74,547	8.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	7,106	8.7	36,688	4.1
O 教育，学習支援業	3,488	4.3	40,866	4.6
P 医療，福祉	6,047	7.4	113,609	12.8
Q 複合サービス事業	762	0.9	9,318	1.0
R サービス業(他に分類されないもの)	6,333	7.7	59,568	6.7
S 公務(他に分類されるものを除く)	869	1.1	26,954	3.0

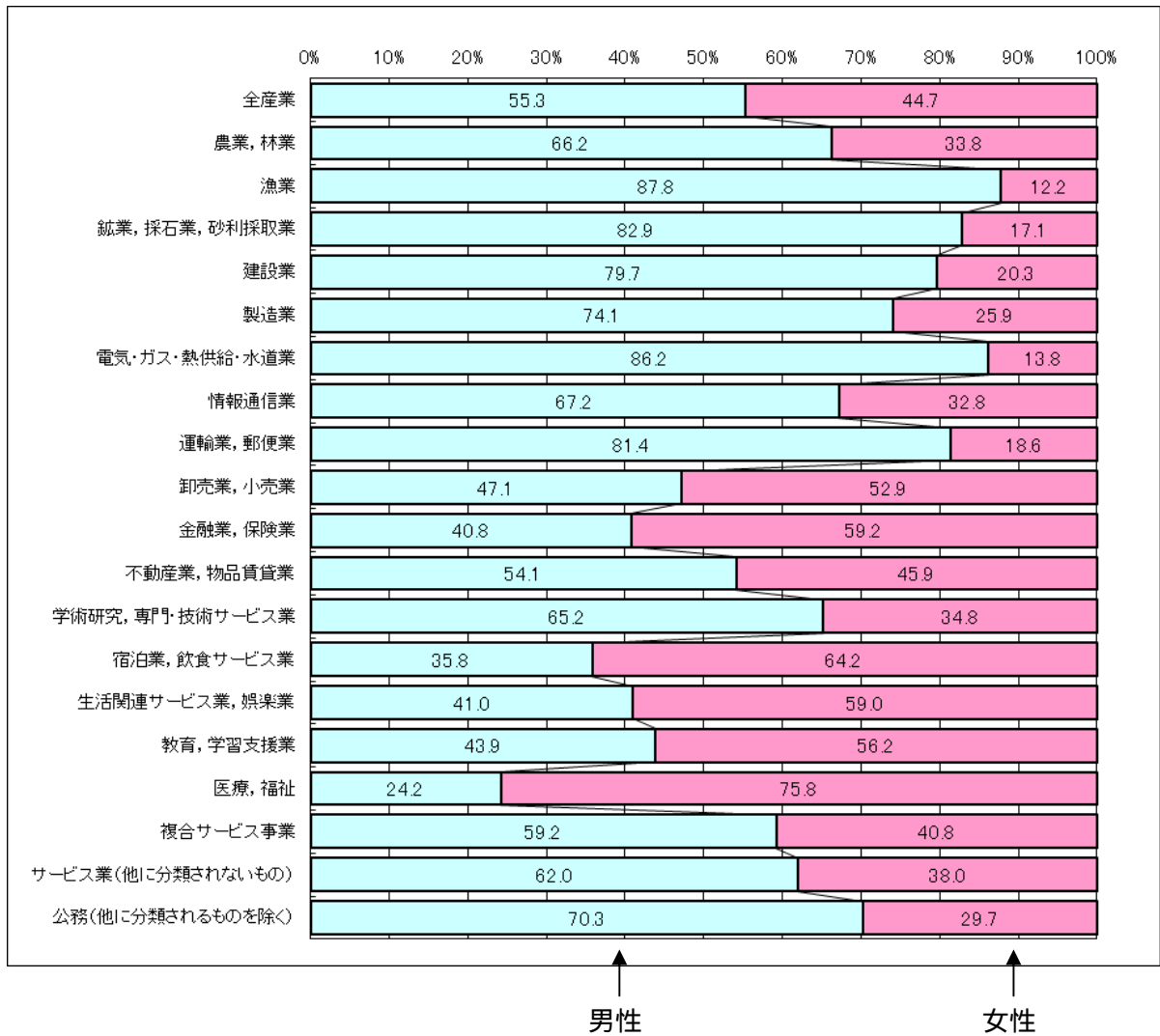
事業内容等不祥を除く

産業大分類別に従業者数の男女比をみると、男性は「漁業」が 87.8%と最も多く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」の 86.2%、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 82.9%となっています。

それに対して女性は「医療，福祉」が 75.8%と最も高く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」の 64.2%、「金融業、保険業」の 59.2%となっています。

(図 1)

図1 産業大分類別従業者数の男女比



(3) 経営組織別事業所数及び従業者数

事業内容等不祥を除く事業所数を経営組織別にみると、民営事業所数は 78,999 事業所で、国及び地方公共団体等は 2,919 事業所となっています。

組織別の内訳をみると、個人経営の事業所は 33,733 事業所で、全事業所の 41.2% を占めています。

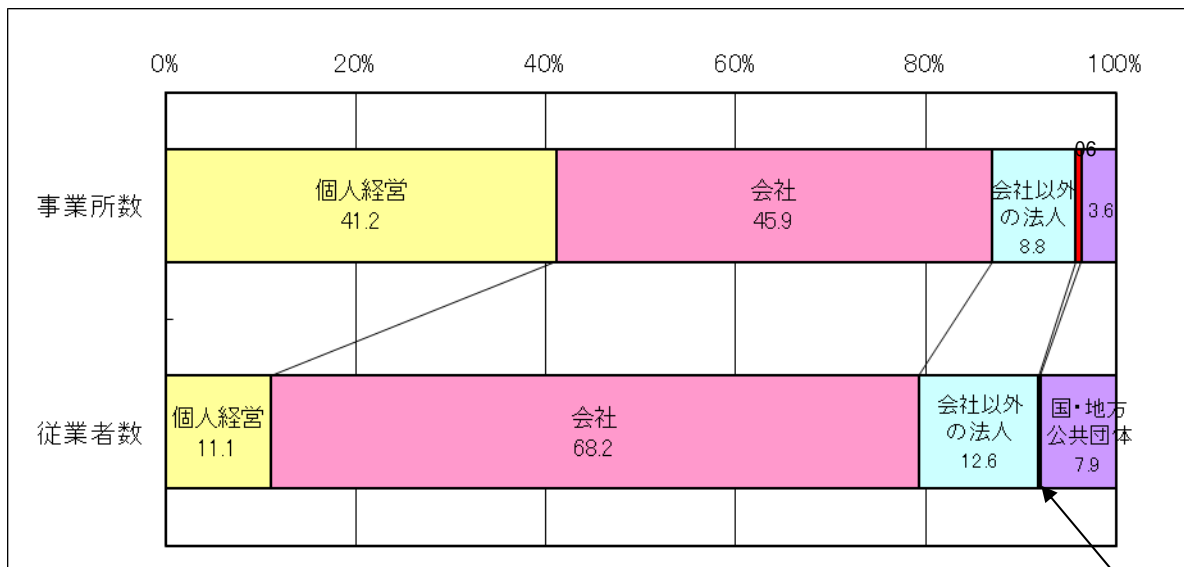
法人経営の事業所は 44,774 事業所で、全事業所の 54.7% を占めています。法人経営の事業所の大半を占める会社事業所が 37,566 事業所で、会社以外の法人が 7,208 事業所となっています。

従業者数を経営組織別にみると、個人経営の事業所で働く従業者は 99,021 人で、法人事業所で働く従業者は 718,523 人となっています。また、会社以外の法人は 111,886 人となっています。 (表3、図2)

表3 経営組織別事業所数及び従業者数

経営組織	事業所数	従業者数	構成比 (%)	
			事業所数	従業者数
総数	81,918	889,617	100.0	100.0
民営	78,999	819,631	96.4	92.1
個人経営	33,733	99,021	41.2	11.1
法人	44,774	718,523	54.7	80.8
会社	37,566	606,637	45.9	68.2
会社以外の法人	7,208	111,886	8.8	12.6
法人でない団体	492	2,087	0.6	0.2
国・地方公共団体	2,919	69,986	3.6	7.9

図2 経営組織別事業所数及び従業者数の構成比



法人でない団体 0.2

(4) 従業者規模別事業所数及び従業者数

事業所数を従業者規模別にみると、「1～4人」の事業所が 47,066 事業所(全体の 57.5%)と最も多く、ついで「5～9人」の事業所が 16,032 事業所(同 19.6%)で、両区分を合わせた従業者 10 人未満の事業所が全事業所の 77.1%を占めています。

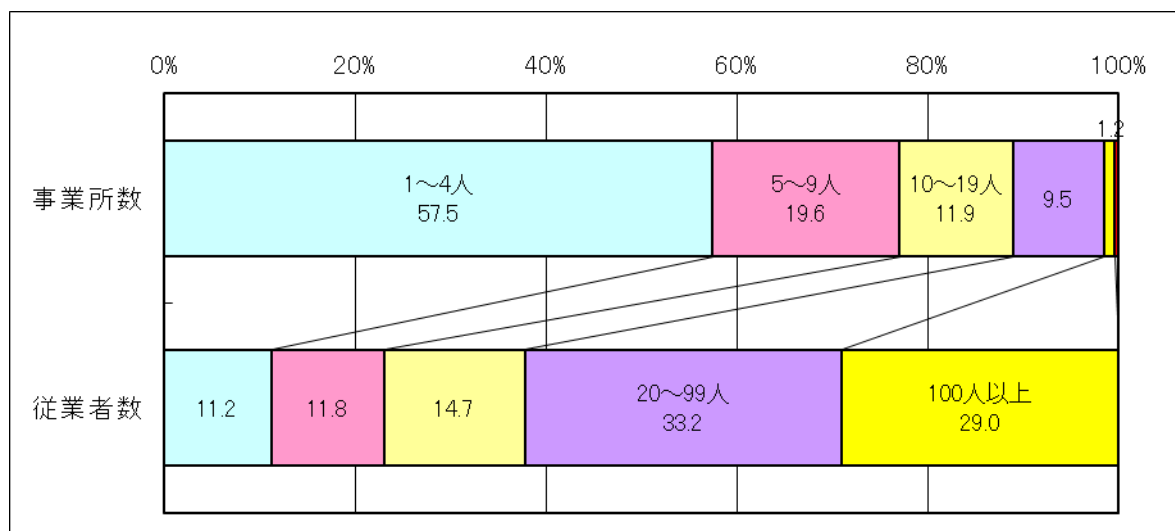
一方、従業者 100 人以上の事業所は 954 事業所で、全事業所の 1.2%に過ぎませんが、従業者数は 257,937 人となり、全事業所における従業者の 29.0%を占めています。

(表 4、図 3)

表 4 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模別	事業所数	従業者数	構成比(%)	
			事業所数	従業者数
総数	81,918	889,617	100.0	100.0
1～4人	47,066	99,851	57.5	11.2
5～9人	16,032	105,407	19.6	11.8
10～19人	9,728	130,607	11.9	14.7
20～29人	3,490	83,034	4.3	9.3
30～49人	2,647	99,847	3.2	11.2
50～99人	1,667	112,934	2.0	12.7
100～199人	616	82,020	0.8	9.2
200～299人	140	33,453	0.2	3.8
300人以上	198	142,464	0.2	16.0
派遣従業者のみ	334	-	0.4	-

図 3 従業者規模別事業所数及び従業者数の構成比



2 市町の概要

(1) 事業所数

市町別に事業所数をみると、四日市市が 14,517 事業所と最も多く、次いで津市が 12,437 事業所、松阪市が 8,641 事業所、鈴鹿市が 7,354 事業所、伊勢市が 7,206 事業所などとなっています。14 市における事業所数は 75,449 事業所で、全体の 87.8%を占めています。

町では菰野町が 1,555 事業所、紀北町が 1,147 事業所、東員町が 1,049 事業所と千事業所を越え、明和町が 799 事業所、南伊勢町が 770 事業所などとなっています。

(表 5)

(2) 従業者数

市町別に従業者数をみると、こちらも四日市市が 170,048 人と最も多く、次いで津市が 142,714 人、鈴鹿市が 89,041 人、松阪市が 78,754 人、伊勢市が 62,406 人などとなっています。14 市における従業者数は 793,247 人で、全体の 89.2%を占めています。

町では菰野町が 16,340 人、東員町が 11,467 人、明和町が 8,444 人、多気町が 8,175 人、川越町が 8,167 人などとなっています。

(表 5)

表 5 市町別事業所数及び従業者数

	事業所数	従業者数	構成比 (%)			事業所数	従業者数	構成比 (%)	
			事業所数	従業者数				事業所数	従業者数
三重県	85,902	889,617	100.0	100.0	木曾岬町	299	3,342	0.3	0.4
市計	75,449	793,247	87.8	89.2	東員町	1,049	11,467	1.2	1.3
町計	10,453	96,370	12.2	10.8	菰野町	1,555	16,340	1.8	1.8
津市	12,437	142,714	14.5	16.0	朝日町	316	5,314	0.4	0.6
四日市市	14,517	170,048	16.9	19.1	川越町	702	8,167	0.8	0.9
伊勢市	7,206	62,406	8.4	7.0	多気町	683	8,175	0.8	0.9
松阪市	8,641	78,754	10.1	8.9	明和町	799	8,444	0.9	0.9
桑名市	6,548	65,750	7.6	7.4	大台町	620	4,169	0.7	0.5
鈴鹿市	7,354	89,041	8.6	10.0	玉城町	547	7,418	0.6	0.8
名張市	3,055	28,913	3.6	3.3	度会町	383	2,319	0.4	0.3
尾鷲市	1,454	9,038	1.7	1.0	大紀町	569	3,536	0.7	0.4
亀山市	1,911	24,966	2.2	2.8	南伊勢町	770	4,306	0.9	0.5
鳥羽市	1,442	10,737	1.7	1.2	紀北町	1,147	6,617	1.3	0.7
熊野市	1,303	7,679	1.5	0.9	御浜町	519	3,330	0.6	0.4
いなべ市	1,978	29,098	2.3	3.3	紀宝町	495	3,426	0.6	0.4
志摩市	2,984	20,385	3.5	2.3					
伊賀市	4,619	53,718	5.4	6.0					

利用上の注意

- 1 この概要は、総務省が平成27年6月30日に公表した「平成26年経済センサス 基礎調査(速報)結果」に基づき、三重県分を取りまとめたものである。
なお、この結果は、速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある。
- 2 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
日本標準産業分類大分類A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
日本標準産業分類大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所
日本標準産業分類大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所
日本標準産業分類大分類R - サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所
- 3 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- 4 比率は小数点以下第2位で四捨五入した。
また、構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- 5 本文中及び統計表中の記号・表示は以下のとおり。
「 」... 該当数字がないもの又は分母が0のため計算できないもの
「0.0」... 四捨五入による単位未満のもの
「 」... 数値がマイナスのもの
「×」... 集計対象となる事業所(企業)が1又は2のため、そのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合。又は事業所(企業)が3以上であっても合計から差引きで判明する場合。

平成26年経済センサス 基礎調査の概要

1 調査の目的

経済センサス 基礎調査は、事業所及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）である。

2 沿革

経済センサス - 基礎調査は、平成21年に第1回調査を実施し、2回目に当たる平成26年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査と経済センサス - 活動調査の二つから成り立っており、経済センサス - 活動調査は、平成24年に第1回調査を実施した。

3 調査の時期

平成26年7月1日

4 調査の対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。

日本標準産業分類大分類A - 農業・林業に属する個人経営の事業所

日本標準産業分類大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所

日本標準産業分類大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所

日本標準産業分類大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

6 調査の方法

調査は民営事業所を対象とする「甲調査」と、国及び地方公共団体の事業所を対象とする「乙調査」の2種類からなり、対象の事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町による調査に分けて実施した。

7 調査事項

(1) 甲調査（民営事業所）

事業所及び企業の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、年間総売上(収入)額、資本金等の額、親会社・子会社の有無など

(2) 乙調査（国及び地方公共団体の事業所）

名称、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称及び所在地など

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・ 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

・ 出向及び派遣従業員のみの事業所

当該事業所に所属する従業員が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

・ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2 従業員

平成26年7月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業員に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業員としている。

3 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成25年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

4 経営組織

(1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいう。

(2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

・ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ共同経営の場合も個人経営に含まれる。

・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。
以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人

が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

- ・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

- ・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。